平成２４年（フ）第４４号
山口県光市室積松原６番７号、住民票上の住所山口県光市室積松原４番19号
債務者　佐上　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４０号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町２番17号
債務者　大栗志津子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４１号
栃木県小山市大字立木1382番地８
債務者　倉持　文江
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７号
石川県輪島市稲屋町２の58番地
債務者　海守　泰市
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第８０７号
岡山市中区平井1174番地５、前住所岡山市東区金田690番地８
債務者　小山　朝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５号
岡山市中区神下471番地２
債務者　青山　弘志
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６号
岡山市中区神下471番地２
債務者　青山　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６号
岡山市東区神崎町2698番地　２―501、住民票上の住所岡山市東区神崎町2698番地
債務者　野﨑　豊子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
岡山県玉野市東高崎25番地70
債務者　辻　かおり
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４６号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目３番47号　ゼフィールＡ棟102
債務者　岡部奈おみ（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８号
岡山市中区四御神836番地　市営住宅Ｃ214―４
債務者　小原　　勲
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６９２号
東京都日野市南平５丁目30―１―５―201
債務者　中村　　宏
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９３号
東京都町田市玉川学園１丁目１―26―102
債務者　芳賀　和子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９４号
千葉県柏市南増尾５丁目25―12
債務者　山口　暁美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０２号
東京都足立区弘道２丁目７―10
債務者　井坂　利明
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０３号
東京都練馬区南大泉２丁目15―22
債務者　三浦　順子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部